

## 議会基本条例改定に関する特別委員会会議記録（概要）

平成27年7月30日（木）

開 会（午前10時1分）

（委員長あいさつ）

（副委員長あいさつ）

（委員あいさつ）

（席次の決定）別紙のとおり

### 【議 事】

西沢委員長

本日は議長に出席していただいております。これからの議事を通して、議長が発言することについて、許可することによろしいか。

（委員了承）

#### （1）今後の活動方針について

西沢委員長

事前配布資料の議会基本条例（参考資料）を参考に、今後どういった方向性で改定を進めていくかについて、協議願いたい。

西沢委員長

傍聴の方に資料を配付すること、会議終了時に回収することによろしいか。（委員了承）

西沢委員長

私から1点確認したい。所沢市議会基本条例第18条議会事務局の規定

と、第22条専門的識見の活用の規定について、鳥羽市議会、流山市議会の議会事務局の体制整備規定についてはこの中に専門的識見の活用に関する内容も含むように見受けられる。さらに流山市議会は別立てで専門的識見の活用についての条文がある。これらの点について、制定時に議論があったのか伺いたい。

桑島議長

専門的識見の活用と、議会事務局の中の専門的知識というのは別のものである。当初、弁護士資格者、期限付き雇用の法制執務担当者等を置くという条項があったが、執行部からの要請で削った経緯がある。趣旨としては、このように本来入れておくべきだったが、条文ごとなくなってしまった。この先、大学等研究機関との連携を強化していこうという話もあるので、議会事務局の体制整備について、条文として入れていただくとありがたい。こういうやり方だったらよかったのかと思う。

荻野委員

第22条の規定は、地方自治法第100条の2の規定に限定したものである。

西沢委員長

鳥羽市議会、流山市議会の規定は、第100条の2以外で事務局の体制整備を想定していると考えてよいか。事務局の体制整備については、副委員長に事前の研究をお願いしていたがいかかがか。

入沢委員	まだ提案する具体案はない。
西沢委員長	今日はテーマの抽出を行いたい。私が気がついたのは議会事務局の機能強化についてであったが、ほかに何かあるか。
石原委員	先進事例がどのように活用され、影響が出ているか、まずは研究をしていきたい。
赤川委員	会津若松市議会などの先進市はどのような改正を行っているのか。他市の傾向を参考にしたい。
西沢委員長	早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査2014によると、議会基本条例の検証・見直しをした議会は全体の約20%だそうだ。細かい内容の改正は当市議会でも行っているし、どこもやっているだろう。根本的に新しい提案を入れた改正は、私が調べた限りでは茅ヶ崎市議会がパブリックコメントを経て行っている。
事務局	会津若松市議会の基本条例改定状況について調べてありましたのでご報告します。所要の改正以外に、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止めて意見を聴くものとするということを新たに追加しています。それから、市民との意見交換会、広報広聴委員会、政策討論会等それぞれ

個別に規定した事項に関して、委任規定を追加しています。

赤川委員

それはいつのことか。

事務局

平成23年と24年に行われています。

西沢委員長

所沢も基本条例を制定してから6年経過している。その間に取り組んだことを条例に反映させるのかどうか、という議論も成り立つかもしれない。例えば、平成25年に所沢市議会災害対策会議設置要綱を制定したが、条例に反映させたらどうかということも対象になるのではないか。

桑畠議長

災害時の議会对応については、条例制定が3.11以前のため、策定時に議論されていなかった。入間市は、災害対応のため年に一度議員派遣を行っている。議員派遣を行う、基本条例に位置付ける、又は通年議会にすることにより、災害時に議員活動を行えるよう、検討いただきたい。

矢作委員

第6条、第7条に関して、市民参加を促す広聴活動の強化について、条例上で位置付けられないか。

西沢委員長

通年議会についてもテーマに取り上げたいと思っている。

今日は会派としての意見提案の場ではないので、委員の自由な考えを出

してもらいたい。

桑嶋議長

議決事件追加について、本市議会では基本条例に定めておらず、別条例になっている。大津市は基本条例に位置付けて、別の条例へ委任している。議会の委任による専決処分についても同じ。法体系の整備の仕方として形式的によろしいやり方だと考える。議会行為の基本構造を明確化する方法として、ぜひ検討していただきたい。現在所沢ではどのようになっているか。

事務局

地方自治法第180条に定める議会の委任による専決処分については、市長の専決処分事項の指定についてという昭和57年3月31日の議決事項です。

桑嶋議長

議決事項の方法が一般的なのかもしれないが、条例に明記した方がよいのではないかと。論点提示ということで。

事務局

大津市では会議規則を条例化していますが、そこに規定したようです。

桑嶋議長

基本条例の一つの役割に、全体の構造を表してどこにその所在があるのかということを示すということがある。また、整理されていないと規定の存在そのものを忘れてしまう危険性もある。自治法第96条と第180条

における整理をしてほしい。

西沢委員長

もう一つテーマとして取り上げたいものに、名古屋市の議会基本条例第8条第5項、議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて、市長と協議するという定めがある。これまでは、予算を伴う条例提案はできないという解釈で進めてきたが、果たしてこの部分はどうなのか、ということテーマに入れたい。名古屋市議会での実績や他市の状況等について、今後の調査研究で明らかにしながら、本市議会ではどうするかということを検討したい。

赤川委員

前文に、政策立案及び提言を積極的に行っていかなければならない、とあるが、議会としてどういう形で政策立案し、提言を行っていくのかということ、条文化したらどうかと思う。今まで他の委員会で議論したことも盛り込めるのではないか。

荻野委員

細かい論点等は整理しきれていないのだが、改正条例制定のための工程なども確認していきたい。

西沢委員長

8月18日の議会運営委員会で、第27条の検討を行うので、それを聞いて新たなテーマが浮き出るとかどうかということ踏まえて、第2回の委員会で絞り込みを行っていきたい。

赤川委員

各会派の提案を書面で提出したらどうか。

西沢委員長

次回までに各会派の提案を書面提出ということでよいか。今日出された案も会派へ持ち帰って検討していただきたい。（委員了承）

西沢委員長

現段階の課題を協議したい。一つは、テーマに沿って調査研究を行わなければならないので、視察や100条の2の調査委託、研修会等も考えられる。項目によっては参考人招致ということもあるかと思う。もう一つは、条例改定において極力市民参加を取り入れること。

それから、来年6月議会への提出を目途に工程を組みたい。そのためには、9月にはテーマを抽出、9月末に視察、10月から12月にかけて集中審議をし、2月には素案を固めて4月に行うパブリックコメントと公聴会の案内を広報4月号に掲載する、といった工程が想定される。

荻野委員

素案は広報には掲載されるのか。ホームページや事務局での案内になるのか。

事務局

広報締め切りまでには、その掲載文案を確認いただき、素案については実施前までに策定し、案内とともにまちづくりセンター等に配架するようになろうかと考えます。

西沢委員長

議長に確認したいが、たとえば、通年議会について規定する場合、議会基本条例の条文は当委員会で制定するが、具体的な運用の決定については議会運営委員会で協議するということによろしいか。

桑島議長

大きな枠組みをつくるのが特別委員会の役割であり、実際に執行するのは議会運営委員会の役割となる。

荻野委員

広聴広報委員会においても、今後の検討課題に議会モニターがあるが、こういったことも議論した方がよいかと思う。

西沢委員長

議会改革評価について自己評価をしているが、第三者評価をしないのかと聞かれることが結構あった。当委員会で提案をして条例に規定し、具体的な作業は広聴広報委員会が行う流れとなるだろう。

桑島議長

議会基本条例を考えると時のもう一つの視点として、議会の活動において費用が発生するもの、補償を伴うものがある。何か予算措置を伴う、義務が発生させ、又は権利を拘束するものについては条例の規定が必要。この視点は考慮してほしい。議会モニターについても、個人情報の取り扱いや、執行予算などについての規定が必要になるだろう。



西沢委員長

次回までに、100条の2の調査委託をしたいと考えているので具体的なテーマがあれば提案いただきたい。また、8月18日の議会運営委員会について、極力傍聴をしていただきたい。

(2) 次回の日程について

西沢委員長

次回の委員会は、8月24日(月)午後1時から開催することよろしいか。(委員了承)

散 会 (午前10時59分)